

第 88 回国民スポーツ大会・第 33 回全国障害者スポーツ大会

沖縄県準備委員会 第 1 回競技運営委員会 次第

日 時 令和 7 年 2 月 5 日（水） 15：30～

場 所 沖縄県教職員共済会館八汐荘 小会議室

1 開会

2 事務局長あいさつ

3 委員長あいさつ

4 報告事項

- (1) 第 88 回国民スポーツ大会・第 33 回全国障害者スポーツ大会 開催準備経過について
- (2) 第 88 回国民スポーツ大会・第 33 回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針について
- (3) 第 88 回国民スポーツ大会・第 33 回全国障害者スポーツ大会 開催スケジュールについて

5 審議事項

- (1) 競技運営委員会の主な審議事項とスケジュール
- (2) 第 88 回国民スポーツ大会・第 33 回全国障害者スポーツ大会 競技役員編成基本方針（案）
- (3) 第 88 回国民スポーツ大会・第 33 回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本方針（案）
- (4) 第 88 回国民スポーツ大会・第 33 回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本計画（案）
- (5) 第 88 回国民スポーツ大会 競技運営基本方針（案）

6 その他

7 閉会

第 88 回国民スポーツ大会
第 33 回全国障害者スポーツ大会
沖縄県準備委員会

第 1 回競技運営委員会



日 時：令和 7 年 2 月 5 日（水） 15：30～

会場名：沖縄県教職員共済会館 八汐荘

第 88 回国民スポーツ大会・第 33 回全国障害者スポーツ大会開催準備経過

期 日	内 容
令和 5 年 1 月 19 日	(公財) 沖縄県スポーツ協会が、大会招致要望書及び陳情を沖縄県議会へ提出
令和 5 年 3 月 30 日	県議会が「第 88 回国民スポーツ大会及び第 33 回全国障害者スポーツ大会の招致に関する決議」を全会一致で可決
令和 5 年 5 月 25 日	県、(公財) 沖縄県スポーツ協会、県教育委員会が連名で、開催要望書を(公財) 日本スポーツ協会と文部科学省に提出
令和 5 年 6 月 6 日	(公財) 日本スポーツ協会において、第 88 回国民スポーツ大会の沖縄県開催が内々定される
令和 6 年 5 月 30 日	沖縄県で開催する 2 巡目国スポ・全スポに関する懇話会を設置、令和 6 年 9 月までに 3 回にわたり会議を開催
令和 6 年 10 月 18 日	沖縄県で開催する 2 巡目国スポ・全スポに関する懇話会の提言書を宮城座長より知事に提出(池田副知事へ手交)
令和 6 年 11 月 13 日	沖縄県準備委員会設立総会・第 1 回総会及び第 1 回常任委員会を開催

第 88 回国民スポーツ大会・第 33 回全国障害者スポーツ大会 開催基本方針

1. 基本方針

令和 16 年に開催する第 88 回国民スポーツ大会、第 33 回全国障害者スポーツ大会は、本県の地理的特徴や恵まれた自然、特色ある文化などを最大限に活かし、訪れる人に感動と癒しを与え、平和を発信する機会とするとともに、広く県民がスポーツを楽しみ、スポーツを通じた交流の促進、地域の活性化、次代を担う人材の育成や健康増進に寄与すること等により、県民がスポーツの価値を実感できる大会を目指す。

大会の運営にあたっては、県民に開かれた大会、県民生活に寄り添った大会となるよう努め、県民の知を結集し創意工夫による新しい国スポ・全スポのあり方を創造する。

2. 実施目標

(1) 生涯を通じたスポーツ文化の浸透と健康長寿おきなわの復活

大会開催を契機として、幼少期から高齢者まで幅広い世代におけるスポーツ文化を地域に根付かせるとともに、県民の積極的なスポーツへの参画と主体的、活動的、健康的な生き方であるアクティブライフを推進し、健康長寿の復活に繋げる。

(2) 次代を担う子ども達やアスリートが夢をもって挑戦できる環境づくり

スポーツが持つ根源的な「楽しさ」や「喜び」を全ての子どもたちが等しく享受できる環境を整えるとともに、アスリートセンタードの視点に立ち、選手としての能力を存分に発揮し、トップを目指して挑戦できる環境を整える。これにより、国内外で活躍する選手を育成する好循環を生み出しながら、将来にわたって持続可能な選手育成を目指す。

(3) 「スポーツアイランド沖縄」の魅力を全国に発信

沖縄の地理的特徴や恵まれた自然・温暖な気候、特色ある地域・文化・産業がスポーツと繋がり、新たな魅力を創出できるよう行政、企業、地域が協働により受入体制を整え、スポーツアイランド沖縄の魅力を最大限に発揮する。

また、地域での交流を促進し、多くの県民が大会に関わり、喜びを感じられる大会を目指す。

（４）ともに支え合う共生社会の実現

年齢や性別、国籍、障害の有無に関わらずスポーツを楽しむことができる環境を広げていくとともに、大会を支えるボランティアや交流を促進する人材の育成など、スポーツを通して、互いに理解し合い支え合う共生社会の実現を目指す。

（５）創意工夫による効率的な運営

既存の施設を有効に活用するなど効率化を図りつつ、環境への影響に配慮し、参加者の安全・安心を確保した運営を行うとともに、地域や企業の参加及び連携を深める取り組みを行うなど、官民一体となって創意工夫を凝らし、時代の変化に柔軟に対応しながら最適な運営を行う。

第88回国民スポーツ大会・第33回全国障害者スポーツ大会
準備スケジュール

年度		開催手続	推進体制等
令和5年 (2023)	11年前	開催要望書の提出 内々定	
令和6年 (2024)	10年前		国スポ・全スポに関する懇話会 競技施設基礎調査 準備委員会設立
令和7年 (2025)	9年前		競技力向上対策本部 設立
令和8年 (2026)	8年前	主会場の選定	
令和9年 (2027)	7年前		
令和10年 (2028)	6年前	中央競技団体正規視察	
令和11年 (2029)	5年前	開催申請書提出 内 定	
令和12年 (2030)	4年前		
令和13年 (2031)	3年前	会場地総合視察 (日本スポーツ協会・ 文部科学省) 決 定	
令和14年 (2032)	2年前		
令和15年 (2033)	1年前	リハーサル大会	
令和16年 (2034)	開催年	第88回国民スポーツ大会開催 第33回全国障害者スポーツ大会開催	

競技運営委員会の主な審議事項とスケジュール（案）

年度	開催手続き	競技役員等の編成 及び養成 付託事項：3 委任事項：2	大会実施競技に関すること 付託事項：1、5 委任事項：4	競技運営に関する こと 付託事項：2、6 委任事項：1、5	競技用具の整備 付託事項：4 委任事項：3	リハーサル大会 付託事項：6 委任事項：6
2023年 開催11年前	内々定					
2024年 開催10年前		編成基本方針 養成基本方針 養成基本計画		競技運営 基本方針		
2025年 開催9年前		競技役員等に関する 基礎調査	実施予定競技 選択基本方針 国スポ「正式競技」 決定	国スポ・全スポの融合や相互連携の取組の検討 全スポオープン競技実施競技の検討・選定 国スポ公開競技・デモスポ実施競技の検討・選定	競技用具の調査 競技用具整備 基本方針	
2026年 開催8年前		審判員・要資格運 営員養成計画	公開競技・デモスポ 実施基本方針		競技用具 整備要項	
2027年 開催7年前						
2028年 開催6年前	中央競技団体 正規視察 九州ブロック大会	競 技 役 員 等 の 養 成			競 技 用 具 の 整 備	
2029年 開催5年前	開催申請書の 提出 内 定 南部九州総体		国スポ「公開競技」決定 全スポ「個人・団体競技」 決定			
2030年 開催4年前						
2031年 開催3年前	会場地総合視察 決 定		国スポ「デモスポ」 全スポ「オープン競技」決定	競技運営に 係る記録業 務基本計画		
2032年 開催2年前				競技運営に 係る記録業 務運営要綱		
2033年 開催1年前		競技役員 等編成	国スポ・全スポリハーサル大会（プレ大会）			
2034年 開催年	第88回国民スポーツ大会（本大会）・第33回全国障害者スポーツ大会					

※「競技役員等」…主に競技会（試合等）運営に携わる役職である「競技会役員」、「審判員」、「運営員」及び「競技補助員」並びに主に競技会場運営に携わる「競技会係員」及び「競技会補助員」

第 88 回国民スポーツ大会・第 33 回全国障害者スポーツ大会 競技役員等編成基本方針（案）

第 88 回国民スポーツ大会（以下「国スポ」という。）及び第 33 回全国障害者スポーツ大会（以下「全スポ」という。）における競技役員等の編成は、両大会における競技会の運営が円滑に行われるよう、次の方針に基づき実施する。

1 基本方針

- （１）国スポの競技役員の編成は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民スポーツ大会開催基準要項（以下「要項」という。）」及び同細則並びに「国民スポーツ大会各競技会開催にあたる競技役員編成基準」に基づき、競技運営専門委員会（以下「専門委員会」という。）において審議を行い、会場地市町村及び県・中央競技団体と十分協議し、常任委員会において決定する。

なお、全スポの競技役員の編成は、専門委員会において審議を行い、会場地市町村、競技団体と十分協議し、常任委員会において決定する。

- （２）競技役員等の編成は、１人１競技を原則とし、県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、できる限り県内役員とし、競技団体及び会場地市町村の実情に即し、必要最低限の数により最大の効果をあげることができるよう適正な配置を行う。
- （３）競技役員の編成は、競技団体及び会場地市町村関係者のみならず、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

2 競技役員等の種類、定義及び編成方法

- （１）競技役員等の種類、定義及び編成方法は、次のとおりとする。

ア 主に競技会（試合等）運営に携わる役職

役職名		定義	編成方法
競技会役員		要項第 23 項第 2 号の規程に該当する者 (国スポのみ)	名誉会長、会長、副会長、顧問、参与、委員長、副委員長及び委員とする。
競技役員	審判員	直接競技の審判に携わる者	原則として、県内有資格者をもって編成することとし、必要に応じて中央及び近府県競技団体関係者を含めて編成する。
	運営員	直接競技会の運営に携わる者 (審判員を除く)	原則として、県競技団体関係者と会場地市町村関係者をもって編成することとし、必要に応じて中央及び近府県競技団体関係者を含めて編成する。
競技補助員		競技役員の業務の補助に携わる者	会場地市町村及び周辺市町村に在住する当該関係者をもって編成する。

イ 主に競技会場運営に携わる役職

役職名	定義	編成方法
競技会係員	宿泊、輸送、歓迎、駐車場等の競技会を支援する間接的な業務に携わる者	会場地市町村関係者等をもって編成する。
競技会補助員	競技会係員の業務の補助に携わる者	会場地市町村及び周辺市町村に在住する者をもって編成する。

(2) 競技役員等の編成案は、会場地市町村が競技団体等と協議のうえ作成し、専門委員会において審議を行い、常任委員会において決定する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成にあたり、重複して他の競技役員や関係役員（監督、コーチ、選手及び集団演技関係役員等）となる可能性がある場合は、原則として次により関係者が協議して調整する。

- (1) 監督、コーチ及び選手と競技役員等の重複については、監督、コーチ及び選手を優先する。
- (2) 2 競技以上にわたる競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技における競技役員等の重複については、その業務内容により認める。
- (4) 開・閉会式及び集団演技関係役員等と競技役員等の重複については、その業務内容により認める。

4 業務内容

競技役員のうち、競技役員、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の想定される業務内容は、概ね次のとおりとする。

(1) 主に競技会（試合等）運営に係る業務内容

役職名		業務内容
競技役員	審判員	総務、運営、審判、記録、出発、監察、放送、招集、掲示、進行、報道、表彰、救護、得点掲示、記録送受信、総合成績計算、会場 等
	運営員	
競技補助員		競技役員の業務を補助する。

(2) 主に競技会場運営に係る業務内容

役職名	業務内容
競技会係員	総括、総務、受付案内、接待、宿泊、輸送、会場整理、警備施設管理、会場美化、練習会場、駐車場、弁当、入場券販売プログラム販売 等
競技会補助員	競技会係員の業務を補助する。

第 88 回国民スポーツ大会・第 33 回全国障害者スポーツ大会
競技役員等養成基本方針（案）

第 88 回国民スポーツ大会及び第 33 回全国障害者スポーツ大会における競技役員等の養成は、競技会の円滑な運営と本県及び地域スポーツの一層の普及・振興を図り、両大会後も各競技の普及・強化につなげるために、次の方針に基づいて計画的に推進する。

- 1 競技役員等については、中央競技団体と連携のうえ、できる限り県内有資格者により必要人数を確保することを目標として養成する。
- 2 競技役員等は、円滑な競技会運営を図るため、各役員の負担軽減を考慮し、1 人 1 競技を原則として養成する。
- 3 競技役員等は、県、会場地市町村、競技団体等の業務分担を明確にし、十分に連携を図りながら計画的に養成する。
- 4 資格が必要な競技役員については、資格取得及び資質の向上が必要となることから、競技団体ごとに年次別養成計画を策定し養成する。
- 5 資格が必要のない競技役員等については、本県及び地域スポーツの普及・振興を図るため、広く県民の積極的な参加と協力を呼びかけ、各競技会場及びその周辺において、できる限り確保できるよう養成する。

第 88 回国民スポーツ大会・第 33 回全国障害者スポーツ大会 競技役員等養成基本計画（案）

第 88 回国民スポーツ大会及び第 33 回全国障害者スポーツ大会の競技運営に当たる競技役員等の養成については、「第 88 回国民スポーツ大会・第 33 回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針」及び「第 88 回国民スポーツ大会・第 33 回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本方針」に基づき、「第 88 回国民スポーツ大会・第 33 回全国障害者スポーツ大会競技役員等養成基本計画」を作成し、計画的かつ円滑な事業の推進を図る。

1 養成対象

競技役員（審判員・運営員）、競技補助員、競技会係員及び競技会補助員を養成の対象とする。

2 業務分担

- （１）競技役員（審判員・運営員）及び競技補助員については、競技団体がその養成を行う。
- （２）競技会係員及び競技会補助員については、県又は会場地市町村が関係団体と十分協議し、その養成を行う。
- （３）県は、競技団体及び会場地市町村と連携を図り、競技役員等の養成計画の推進に努める。

3 養成方法

- （１）競技役員（審判員・運営員）の養成方法については、次のとおりとする。

- ア 県内講師による県内講習会
- イ 中央及びブロックの競技団体講師による県内講習会
- ウ 中央及びブロックの競技団体主催の講習会への派遣
- エ 中央及びブロックの競技団体主催の大会への派遣

- （２）競技補助員、競技会係員及び競技会補助員の養成方法については次のとおりとする。

- ア 県内講師による県内講習会
- イ 中央及びブロックの競技団体講師による県内講習会

4 養成スケジュール

年 度				2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	
区分・養成方法・養成団体				9年前	8年前	7年前	6年前	5年前	4年前	3年前	2年前	1年前	開催年	
競技役員	審判員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技 団体		資格取得・資格維持・資質向上									
											(全スポ) 資格取得・資格維持・資質向上			
	運営員	要資格 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技 団体		資格取得・資格維持・資質向上								
													(全スポ) 資格取得・資格維持・資質向上	
		その他の 運営員	中央講習会等派遣 県内講習会	競技 団体								養成・資質向上		
												(全スポ) 養成・資質向上		
競技補助員		県内講習会	競技 団体								養成・資質向上			
											(全スポ) 養成・資質向上			
競技会係員		県内講習会	会場地 市町村								養成			
			県								(全スポ) 養成			
競技会補助員		県内講習会	会場地 市町村								養成			
			県								(全スポ) 養成			

5 養成計画

審判員及び資格が必要な運営員の具体的な養成計画は、各競技団体が別途作成することとし、事業の進捗状況をふまえて毎年見直しを行う。

第 88 回国民スポーツ大会競技運営基本方針（案）

第 88 回国民スポーツ大会の競技運営は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）が定める「国民スポーツ大会開催基準要項」及び「同細則」並びに「第 88 回国民スポーツ大会・第 33 回全国障害者スポーツ大会開催基本方針」に基づくとともに、次の方針により実施する。

1 競技運営の主管

国民スポーツ大会の正式競技及び公開競技の運営は、日本スポーツ協会加盟の各競技団体が主管する。

特別競技の運営は、当該中央競技団体が主管する。

デモンストラションスポーツの運営は、県競技団体等が主管する。

2 競技役員等の編成

国民スポーツ大会の正式競技及び特別競技の競技役員等の編成は、日本スポーツ協会が定める「競技役員編成基準」及び「第 88 回国民スポーツ大会・第 33 回全国障害者スポーツ大会競技役員等編成基本方針」に基づき行うものとする。

公開競技の競技役員等の編成は、日本スポーツ協会加盟の各競技団体の責任において行うものとする。

デモンストラションスポーツの競技役員等の編成は、主管する県競技団体等の責任において行うものとする。

3 記録業務

正式競技及び特別競技の競技記録及び成績の収集・速報は、県及び会場地市町村が競技団体と連携を図り、迅速かつ正確に処理する。

4 リハーサル大会

リハーサル大会を実施する場合は、会場地市町村と競技団体が協力して、運営全般にわたって習熟を図るとともに、県民の関心を高め、理解を深めるよう努めるものとする。

5 その他

その他、競技運営の企画および実施にあたっては、県及び会場地市町村が競技団体及び関係機関と十分な連携を図り、適切に行うものとする。